

地域づくり型生涯カレッジ推進事業実施要領

地域づくり型生涯カレッジ推進事業の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

1. 事業の趣旨

すべての世代が、健康的で満ち足りた日々を、安心して暮らすことができる活力ある地域社会をつくるためには、一人ひとりが社会における責任と役割を自覚し、地域課題解決に向けた学習を通じて、積極的に社会に参画し、活力ある地域づくりの活動を行うことが必要である。

そのため、学習成果をより地域づくりにいかす・つなぐ視点を充実させた取組を実施するとともに、広域的な情報交流の場を設けることにより、全県的に学びによる地域の活性化を図るための取組を推進する。

2. 事業内容

市町においては、「滋賀の生涯学習社会づくりに関する基本的な考え方」（H28.3月策定）に沿って、絆づくりや活力ある地域づくりに結びつく学習機会提供の取組を実施する。

（1）実行委員会の設置

- ①市町は、事業の運営方法等を検討する実行委員会を設置する。なお、実行委員会は、地域の実情に応じ、実行委員会に代わりうる既存の組織等をもって代替することができる。
- ②実行委員会では、生涯カレッジの講座プログラム作成、関係機関との連絡調整、受講生の募集・選考・修了認定、受講生への連絡業務、その他、生涯カレッジの講座運営、広報等に関することを行う。
- ③実行委員の選定に当たっては、行政関係者、講座実施機関、社会教育関係者、学識経験者等幅広い分野の方々の参画を得るよう努めることとする。

（2）講座の実施

①多様な学習機関との連携

県立学校や県内の大学、企業、行政機関、社会教育施設、地域の活動団体等、多様な学習機関が連携し、特色を生かした講座の実施に努めることとする。

②学習形態の工夫

講義や見学、実習、討論等、学習形態を工夫すること。またその中には、受講者が主体的に学習事項についての意見交換や地域課題解決のための検討を行えるよう

なワークショップの実施に努めるものとする。

③地域活動へつながる仲間づくり

受講後の地域活動へつなげるため、受講者同士の仲間づくりを視点に入れた講座の運営に努めるものとする。よって、講座の回数は、各回ごとに別の講座をするのではなく、一定回数以上の連続した講座とする。

④地域活動への参画のための取組

受講後あるいは受講中から地域活動への参画を促すため、既存の地域活動主体とのマッチングの場や情報提供を積極的に行う。

⑤広域的な受講生の受け入れ

受講者の決定においては、可能な限り実施市町内在住在勤者に限定せず、広域的な受け入れに努めることとする。

(3) その他留意事項

県においては、学習成果をより地域づくりにいかす・つなぐ視点を充実させた取組の充実を図るため、滋賀県学習情報提供システム「におねっと」等での情報発信を行う。市町においては、実施する取組について県から情報提供の要請があった場合、県に提出するものとする。

3. その他県が取り組む事項

(1) 市町からの相談に対する調整等

県立学校、大学等との連携調整等に関する、市町からの相談に対応する。

(2) 地域づくり型生涯カレッジプログラム作成等への助言・指導

要請のあった市町に地域づくり型生涯学習アドバイザーを派遣する。

(3) 地域づくり型生涯カレッジ研修会・実践交流会の開催

県域に点在する受講生が一堂に会し地域創生のために学んだり、各地域からの実践発表や地域間での情報交流等ができる場を設定する。

(4) 情報発信

滋賀県学習情報提供システム「におねっと」等で、市町や受講生の先進的な取組を紹介する。